

# 小田原市下水道管路包括的維持管理業務 実施方針

令和3年12月  
小田原市上下水道局

## 目次

目的.....	1
第1章 業務内容に関する事項.....	1
1. 業務の概要.....	1
1) 業務名.....	1
2) 業務の目的 .....	1
3) 業務の対象施設 .....	1
4) 業務実施場所.....	1
5) 業務履行期間.....	1
6) 業務内容 .....	2
7) 事業方式.....	3
8) 遵守すべき関係法令等 .....	3
第2章 事業者の募集及び選定に関する事項.....	3
1. 実施形式 .....	3
2. 応募資格 .....	3
1) 応募者の構成.....	3
2) 応募要件 .....	3
3) 事業スキーム例 .....	5
3. 事業者の選定に関する事項 .....	6
1) 事業者の選定方法 .....	6
2) 事業者選定委員会の設置 .....	6
4. 事業者の募集及び選定の手順及び日程 .....	7
5. その他 .....	8
第3章 業務契約に関する事項.....	8
1. 契約の締結等 .....	8
1) 業務委託契約の締結.....	8
2) 契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置 .....	8
3) 優秀提案者との協議.....	8
4) 契約に要する費用 .....	8
5) 契約保証金 .....	8
第4章 業務実施に関する事項.....	8
1. 対象業務の水準 .....	8
2. 実施状況のモニタリング .....	8
3. 業務におけるリスク .....	8
1) リスク分担の基本的な考え方 .....	8
第5章 その他業務の実施に関し必要な事項.....	9
1. 予算措置 .....	9

2．本業務に係る情報の提供.....	9
3．応募者が1者のみであった場合の取扱い .....	9
4．プロポーザルの中止等.....	9
5．応募の費用負担 .....	9
6．提出書類の取扱い.....	9
1) 著作権.....	9
2) 提案書類の返却 .....	9
7．実施方針に関する質問の受付等 .....	10
1) 質問の受付・回答 .....	10
2) 担当窓口（問い合わせ、書類提出先） .....	10

## 目的

本実施方針は、小田原市上下水道局が下水道管路（汚水）の維持管理について「包括的民間委託」を採用し、「小田原市下水道管路包括的維持管理業務（以下、本業務という。）」を実施するに当たり、本業務の概要及び事業者選定に係る事務等を事前に周知するため作成し、公表するものである。

## 第1章 業務内容に関する事項

### 1. 業務の概要

#### 1) 業務名

小田原市下水道管路包括的維持管理業務

#### 2) 業務の目的

本業務は、市が所有する下水道管路（汚水）の維持管理に関する各種業務等について、民間事業者の体制やノウハウを活用し創意工夫を促すため、複数年かつ包括的に委託化するものであり、業務の効率化及び利用者サービスの向上を推進することを目的とする。

#### 3) 業務の対象施設

小田原市公共下水道事業における左岸処理区及び右岸処理区の下水道管路（汚水）

施設内訳	数量
下水道本管（汚水）	約 590 km
人孔、人孔蓋	約 25,000 基
取付管、公共柵	約 50,000 基
マンホールポンプ	24 基

※ 下水道管路（汚水）の新規整備に伴い、本業務の対象施設数量が増加することがある。

#### 4) 業務実施場所

小田原市内

業務事務所は、本業務において市民等からの通報等があった際に、対象場所に概ね1時間以内に到着できる場所に構えること。

なお、業務事務所は事業者自ら準備するものとし、その場所等については事前に市の承諾を得なければならない。

#### 5) 業務履行期間

本業務の業務履行期間は、令和4年11月1日から令和9年3月31日までとする。

## 6) 業務内容

本業務の内訳及び業務量は次のとおりとする。

業務名	内訳	数量
統括監理業務	業務全般の統括監理業務	1式
	維持管理情報の管理業務	1式
	下水道管路維持管理計画策定業務	1式
	業務計画書及び報告書作成	1式
計画的 維持管理 業務	計画的 点検業務	点検（法定点検） 46箇所
	計画的 調査業務	人孔内目視調査 2,350箇所
		TV カメラ調査 63,400m
	計画的 清掃業務	本管清掃 昼清掃 43,300m 夜清掃 6,300m
		伏せ越しマンホール清掃 スカム清掃 1,100箇所 昼清掃 28箇所 夜清掃 108箇所
		マンホールポンプ洗浄 1,627箇所
		デザインマンホール点検清掃 1式
		人孔蓋取替 150箇所
	計画的 改築業務	取付管更生（調査） 1,180箇所
		取付管更生（工事） 600箇所
住民対応 等業務	住民対応業務 ※件数は想定	通報等受付、現地確認、調査 470件
	事故対応業務 (清掃等) ※件数は想定	本管詰まり処理 45件
		取付管詰まり処理 10件
		公共樹位置調査 50件
		公共樹詰まり処理 45件
	事故対応業務 (修繕) ※件数は想定	マンホールポンプ詰まり処理 50件
		本管修繕 25件
		取付管修繕 25件
		人孔蓋修繕 30件
		人孔修繕 30件
		公共樹修繕 70件

## 7) 事業方式

本業務は、下水道管路（汚水）の維持管理に係る各種業務を複数年かつ包括的に委託する「包括的民間委託」を採用する。

そのため、本業務の実施に係る費用については、市が委託費として受注者に支払うものとする。

## 8) 遵守すべき関係法令等

受注者は本業務を実施するに当たり、必要とされる関係法令等（法律、政令、省令、条例、規則、規定、規程及びガイドライン等を含む。）を遵守するものとする。

# 第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

## 1. 実施形式

広く公募を行い、多くの事業者及び企画提案の中から、最も適した事業者を選定するため、「公募型プロポーザル方式」を採用する。

## 2. 応募資格

### 1) 応募者の構成

応募者の構成等は、以下に示すとおりとする。なお、一部業務の再委託については市の承諾を得たうえで認める。ただし、統括管理業務は再委託を行ってはならない。

- ① 応募者は、複数の企業による共同企業体とし、共同企業体の運営形式は、各構成企業が一体となって業務を実施する「共同施工方式」とする。
- ② 共同企業体を構成する企業（以下「構成企業」という。）の数は任意とするが、本業務の実施に関して各々適切な役割を担うこと。
- ③ 統括監理業務以外の業務を実施する者は、プロポーザルの募集告示日現在、市内に本店を有する企業でなければならない。
- ④ 構成企業は、他の共同企業体の構成企業と重複することはできない。また、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が構成企業となる場合は、その組合員は他の共同企業体の構成企業となることはできない。
- ⑤ 各構成企業の出資比率は問わない。

### 2) 応募要件

#### ア) 共通の要件

応募者は以下の要件をすべて満たすこと。

- ① 小田原市契約規則（昭和39年小田原市規則第22号）第5条の規定に該当する者であること。
- ② 応募資格審査書類の提出期限から契約締結日まで、小田原市工事等入札参加資格者の指名停止等措置要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。

- ③ 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 共同企業体の代表企業は応募資格審査書類の提出時点において、令和 3・4 年度の小田原市競争入札参加資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）の「コンサルタント（下水道）」に登録された者であること。
- ⑤ 構成企業（代表企業を除く。）は応募資格審査書類の提出時点において、市の資格者名簿の「一般委託（その他の業務請負等委託）」に登録された者、または「コンサルタント（下水道）」に登録された者、若しくは「工事（土木一式）」に登録された者であること。（中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合（以下「組合」という。）にあっては組合自らが登録しているか若しくは当該組合の組合員のいずれかが登録していること。）
- ⑥ 共同企業体として、国または地方公共団体等（※）が発注する次の業務実績をすべて有すること、または同種類似する業務実績を有する構成企業が含まれていること。  
※「地方公共団体等」とは、地方公共団体、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 39 条の 2 第 1 項に規定する団体をいう。
- なお、応募資格審査書類の提出期限までに業務完了済みのものとし、平成 28 年度以降の実績とする。
- また、組合にあっては組合自ら若しくは当該組合の組合員のいずれかが実績を有すること。
- (a) 下水道管路の点検、調査業務
  - (b) 下水道管路の清掃業務
  - (c) マンホールポンプの維持管理業務
  - (d) 下水道管路の改築（管渠更生工事）
  - (e) 下水道管路の修繕（人孔蓋取替工事等）
  - (f) 下水道管路維持管理計画策定業務
- ⑦ 統括監理業務を行う代表企業は以下の要件を満たすこと。
- (a) 本業務の全てを一元的に統括監理する統括責任者として、下水道管路施設の維持管理業務、計画策定業務に関する高度な技術及び相当の経験（下水道管路施設包括的維持管理業務（履行中含む。）または下水道ストックマネジメント計画策定等に携わった経験）を有する者を本業務に配置しなければならない。
  - (b) 当該業務に配置する技術者は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会が認める「下水道管路管理総合技士」または「下水道管路管理主任技士」若しくは技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 32 条に規定する「技術士 上下水道部門（下水道）」の資格を有する者を配置しなければならない。
  - (c) 当該業務に配置する技術者は、応募資格審査書類の提出があった日において 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを必要とする。

- ⑧ 計画的修繕業務、計画的改築業務を行う企業は、以下の要件を満たすものとする。なお、組合にあっては組合自ら若しくは当該組合の組合員のいずれかが要件を満たすこと。
- (a) 市の資格者名簿に登録されており、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 に規定する経営事項審査の土木一式工事の総合評点が 740 点以上の者。
  - (b) 建設業法第 3 条第 1 項の規定に基づく土木一式工事の特定建設業許可を有する者。
  - (c) 応募資格審査書類の提出期限から契約締結日まで、建設業法第 28 条の規定に基づく指示または営業停止命令を受けていない者。

イ) 応募者の制限

以下のいずれかに該当する者は、構成企業になることはできない。

- ① 本業務に係る事業者選定委員会の委員と資本面または人事面において関連がある者。
  - ② 本業務の発注支援に係る業務に関わっている者と資本面または人事面において関連がある者。「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 20 を超える議決権を有したまたはその出資の総額の 100 分の 20 を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう。
- なお、本業務の発注支援に係る業務に関わっている者は次のとおりである。
- ・株式会社 NJS（本社所在地：東京都港区芝浦 1-1-1）

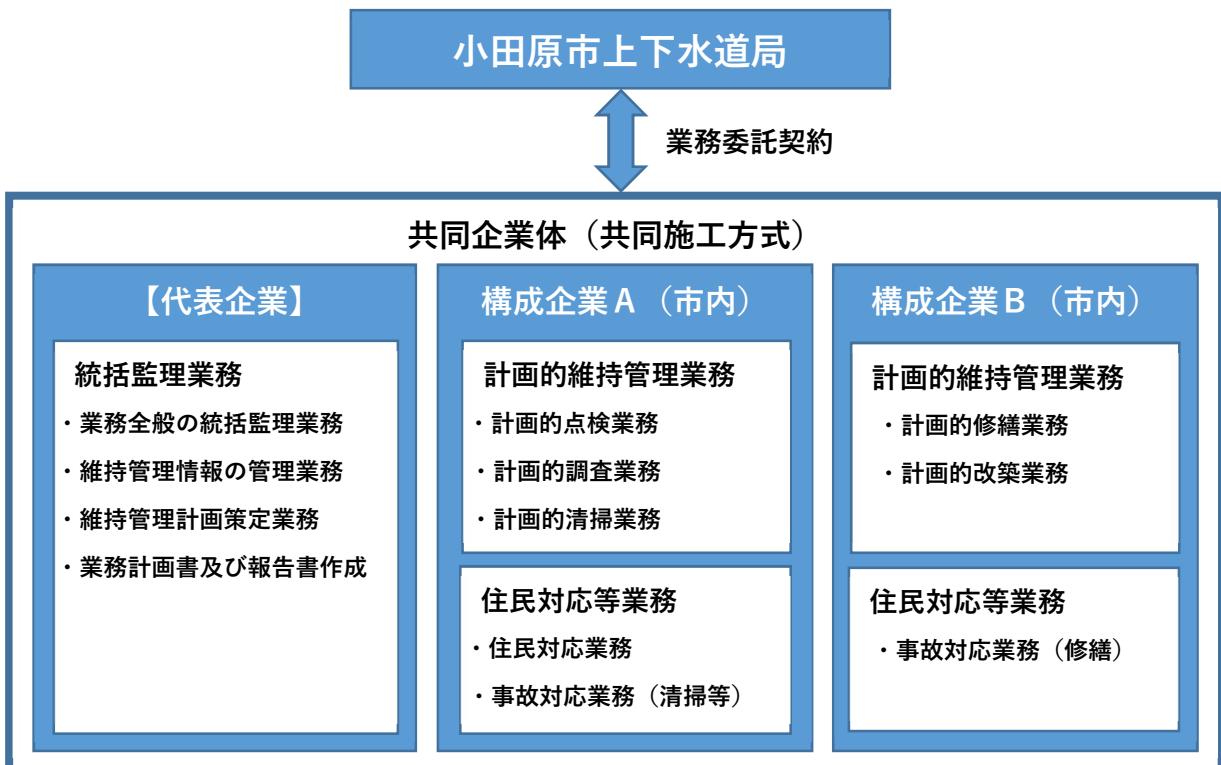
ウ) 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い

応募者の代表企業及び構成企業が、応募資格審査書類の提出期限から契約締結日までの間、「2) 応募要件」に記載されている資格要件を喪失した場合は、以下の取扱いとする。

- ① 代表企業が資格要件を喪失した場合  
代表企業が資格要件を喪失した場合、当該応募者を失格とする。
- ② 構成企業が資格要件を喪失した場合  
代表企業以外の構成企業が資格要件を喪失した場合、当該資格要件を喪失した構成企業を除外し、当該構成企業が請負、または受託する予定であった業務について、新たに市へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成企業の役割分担の変更、または構成企業の追加を認める。

3) 事業スキーム例

本業務で想定する事業スキーム（例）を次図に示す。これを参考とし、1) 及び 2) に示す要件等の範囲で本業務に最適な実施体制等を構築すること。



### 3. 事業者の選定に関する事項

#### 1) 事業者の選定方法

本業務の事業者の募集及び選定については、公募型プロポーザル方式により行う。

なお、手続きは以下のとおり実施することを予定しており、詳細については募集要項等において定めるものとする。

##### ア) 応募資格要件

応募資格の確認として、必要資格者の配置や一定の業務実績を有すること等の確認を行う。

##### イ) 提案内容の評価

具体的な業務の実施方法などについて提案を受け、これらの提案内容を総合的に評価したうえで事業者を決定する。

なお、提案内容の評価は書面での提出のほか、プレゼンテーションに対する質疑応答の内容も踏まえて実施する。

#### 2) 事業者選定委員会の設置

市は、事業者の選定に際して学識経験者及び行政職員から構成される「小田原市下水管路包括的維持管理業務事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会は、応募者の提案の審査を行い、最優秀提案者を選定する。

市は、委員会の選定結果を基に、優先交渉権者を決定する。

#### 4. 事業者の募集及び選定の手順及び日程

本業務に係る事業者の募集及び選定に当たっては、次の手順及び日程で行うことを予定している。(日程は都合により変更することがある。)

実施事項	日程
実施方針の公表	令和3年12月7日（火）
実施方針に関する質問の受付	令和3年12月7日（火）～12月21日（火）
実施方針に関する質問の回答公表	令和4年1月14日（金）
プロポーザルの募集告示	令和4年3月下旬
応募資格に関する質問受付	令和4年4月11日（月）～4月18日（月）
応募資格以外に関する質問受付	令和4年4月11日（月）～4月25日（月）
応募資格に関する質問への回答公表	令和4年5月9日（月）
応募資格以外に関する質問への回答公表	令和4年5月20日（金）
応募資格審査書類の受付	令和4年5月16日（月）～5月30日（月）
応募資格審査結果の通知	令和4年6月10日（金）
技術的対話の応募締め切り	令和4年6月14日（火）
技術的対話の実施（※）	令和4年6月20日（月）～6月23日（木）
技術的対話の終了宣言（公表） 対話結果の通知	令和4年6月27日（月）
提案内容審査に関する 提案書類の受付	令和4年6月27日（月）～7月4日（月）
プレゼンテーションの実施 及び応募者への質疑	令和4年7月22日（金）
審査結果の通知 審査結果・審査講評の公表	令和4年8月頃
契約締結	令和4年10月頃

(※) 希望がある場合のみ実施する。

## 5. その他

応募に必要となる各種様式、提案書類の記載項目及び審査基準等については募集要項等で公表する。

## 第3章 業務契約に関する事項

### 1. 契約の締結等

#### 1) 業務委託契約の締結

選定された優先交渉権者は、随意契約の相手方として、市と契約内容に関する詳細協議を行い、協議が整ったときは業務委託契約を締結する。

#### 2) 契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置

業務委託契約書等の解釈について疑義が生じた場合、市と優先交渉権者は誠意をもって協議する。

#### 3) 優秀提案者との協議

市は、優先交渉権者との協議が整わない場合は、優秀提案者を優先交渉権者として詳細協議を行う。

#### 4) 契約に要する費用

契約に要する費用は、全て優先交渉権者の負担とする。

#### 5) 契約保証金

小田原市契約規則による。

## 第4章 業務実施に関する事項

### 1. 対象業務の水準

本業務に要求する水準は、要求水準書において示すものとする。

また、業務実施に必要となる資格者等についても要求水準書の記載に基づき配置すること。

### 2. 実施状況のモニタリング

市は、事業者が提供する業務内容の確認等を目的にモニタリングを行う。詳細なモニタリングの方法及び内容等については、要求水準書等において明らかにする。

### 3. 業務におけるリスク

#### 1) リスク分担の基本的な考え方

本業務におけるリスク分担の基本的な考え方は、適正にリスク分担を行うことにより、より効率的で質の高いサービスの提供を目指すものである。

市と受注者は各々が担う業務についてそのリスクを負担するが、各リスク分担については、契約書等において明らかにする。

## 第5章 その他業務の実施に関し必要な事項

### 1. 予算措置

本業務における予算措置は、債務負担行為を定めるよう、手続きを進めるものとする。

### 2. 本業務に係る情報の提供

本業務に係る情報の提供については、市のホームページを通じて行う。

### 3. 応募者が1者のみであった場合の取扱い

本業務に対する応募者が1者のみであった場合は、「第2章3.1)事業者の選定方法」に基づき、応募者の審査を行い、優先交渉権者として選定することの可否を決定する。

### 4. プロポーザルの中止等

不正な行為等により事業者の選定を公正に執行できないと認められる場合、若しくは競争性を確保し得ないと認められる場合は、プロポーザルの執行延期、再募集告示または中止等の対処を図る場合がある。

### 5. 応募の費用負担

応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

### 6. 提出書類の取扱い

#### 1) 著作権

応募者から提出された提案書類の著作権は応募者に帰属する。

#### 2) 提案書類の返却

##### ア) 提出書類

企画提案書等、すべての提出書類は返却しない。

##### イ) 提出内容の取扱

提出された提案書類は、受託候補者を特定する目的以外には使用しない。ただし、

小田原市情報公開条例（平成14年12月25日条例第32号）に基づき、開示請求があったときは、当該企業等の権利や競争の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

## 7. 実施方針に関する質問の受付等

### 1) 質問の受付・回答

#### ア) 質問の受付

実施方針に関する質問は以下のとおり受け付ける。

受付期間	実施方針の公表から令和3年12月21日（火）
受付方法	上記期間に、電子メールによる送信のみを受け付けるものとし、電話等による問い合わせには応じない。なお、電子メール送信後、令和3年12月22日（水）午後5時までに返信が無い場合は、速やかに問い合わせ先に連絡すること。
質問書の様式	実施方針（様式1）「実施方針に関する質問書」に記入のうえ、添付ファイル（Excel形式）として電子メールにて送信すること。
電子メールの件名	電子メールの件名は【（□□）管路包括業務における実施方針に関する質問】とすること。ただし、『□□』は質問者の企業名とする。
提出先及び電子メール到着確認に関する問い合わせ先	7. 2) に記載の担当窓口
注意事項	質問者は、本業務に応募を検討する企業とする。

#### イ) 質問の回答

質問に対する回答については、下記要領にて公表する（電話や窓口等での直接回答は行わない。）

公表日（予定）	令和4年1月14日（金）
公表の方法	小田原市ホームページに質問回答を掲載

### 2) 担当窓口（問い合わせ、書類提出先）

小田原市上下水道局 下水道整備課

所在地 : 〒250-0296 神奈川県小田原市高田401番地

担当者 : 維持係 押田

電話 : 0465-41-1622

電子メール : gesuisei@city.odawara.kanagawa.jp

## 実施方針（様式 1）

令和 年 月 日

### 実施方針に関する質問書

提出者情報	商 号 又 は 名 称		<記載要領> ・質問は1行につき1問とすること。 ・質問数に応じて行を追加して使用すること。 ・行の幅（高さ）は変更してもよい。 ・列の追加・移動、セルの結合は行わないこと。 ・エクセル以外での提出は認めない。 ・ファイル名は「会社名_実施方針に関する質問書」とすること。
	所 属 部 署		
	担 当 者 名		
	電 話		
	Email ア ド レ ス		

No	見出し符号					項目名	内容
	頁	章	節	項	目		
記入例	3	2	2	2)	ア)	①共通の要件について	△△について◎◎という理解で宜しいでしょうか。
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							